



景品表示法とは

～外食業は何に気を付ければいいのか？～

消費者庁は、2022.6.9に株式会社あきんどスシローに対し、**景品表示法**に違反する行為が認められたことから措置命令を行いました。

ウニやカニなどの高級ネタの販売キャンペーンで、実際には全国約9割の店舗の在庫がない状態であるにもかかわらず、CMやWebサイトで宣伝を続け集客した「**おとり広告**」が悪質とみなされ違反行為となりました。

■景品表示法とは

うそや大げさな表示などの**不当表示**を禁止し一般消費者の利益を守る法律。不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示

商品・サービスの**品質・規格・内容**について著しく優良であると誤認される表示

有利誤認

商品・サービスの**価格・取引条件**について著しく有利であると誤認される表示

その他誤認されるおそれのある表示

おとり広告はこれに当たります

■表示とは

顧客を誘引するための手段として消費者に知らせる広告や表示全般を指します
チラシ・パンフレット・パッケージ・ラベル・新聞・テレビ・雑誌・
CM・ポスター・看板・ダイレクトメール・ディスプレイ（陳列）・
実演広告・セールストーク（訪問・電話）・インターネット・メールなど



■保健所による食品表示の取締りが行われます

【実施時期：令和4年7月1日～31日】

【監視事項】

- ・アレルギー、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- ・加工食品の原料原産地表示 など

* 消費者庁HP参照

■措置命令とは

- ・違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- ・再発防止策を講ずること
- ・その他違反行為を繰り返さないこと

消費者庁は違反行為の中でも課徴金行為をした事業者に対して「課徴金納付命令」を行う場合もあります



■外食業ではメニュー名・料理などが対象になります

事例1 実際よりも高価な品種名を記載

ホテルのレストランで「芝エビとイカの炒め物」とメニューに記載していたが、実際は安価なバナメイエビを使用していた。

事例2 外国産を国産と記載

飲食店で「北海道産ボタンエビ」と記載していたが、実際にはカナダ産も使用していた。

事例3 特別な品質の食材と記載

ホテルで「有機野菜プチサラダ」と記載していたが、実際は有機農産物に該当しない野菜を使用していた。

事例4 加工食肉をステーキと記載

ホテルで牛脂・添加物を注入した加工肉を、牛の切り身を使用しているかのように表示していた。

*参照：消費者庁メニュー料理などの食品表示に係る景品表示法の考え方について

また、このような場合も該当します

「自家製パン」・「手打ち麺」

仕入れ品、市販品をその店舗で作りに上げられたと誤認するような表示をすること

「フレッシュジュース」

紙パック、既製品をその場で果汁が絞られたと誤認するような表示をすること

「実際の食材や産地と違う場所の風景などの写真を載せる」

あたかも写真に関わる食材を使用していると誤認するような写真を載せること

「スペシャルコース・期間限定」

通常と何も変わらないのに特別と誤認されるような表示をすること



【注意ポイント】

- 1 メニュー名を作成する時は食材の**産地**、**品種**を規格書などで、また**調理工程**も確認する
- 2 店舗のメニュー表などに**特色のある表示**があるか確認する
- 3 店舗で**原材料受入れ時**に産地、品種を確認する
- 4 予定と違う食材が納品された場合は仕入れ業者や購買部に**問合せ**する
- 5 変更があった場合は**メニュー表の変更**、関係する**従業員全員に周知**する

メニュー、テイクアウト、物販食品などの食品表示に関わる作成や不明点がありましたら、お気軽にお問い合わせください



お問い合わせ先 ⇒

ご質問等ございましたら
お気軽にお問い合わせ下さい

株式会社エンバイロサービス
〒060-0005 札幌市中央区北5条西12丁目2
ベルックス北5ビルA館2階
TEL: 011-242-8288